

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 3月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系中央制御室冷凍機(A)の点検期限を点検計画に基づき平成28年3月としていたが、冷凍機(B)の不具合(運転不可)により予備機がない状態であることから、冷凍機(B)復旧後に点検することとしたため、マニュアルに従い、検討・評価し、点検期限を7ヶ月延長。	G III	
2	2号機	所内用圧縮空気系海水熱交換器建屋(南側)屋外にある所内用圧縮空気ヘッダー接続部において、空気漏えいが認められたため、当該接続部を点検・修理。なお、上流にある弁を増閉し、漏えい停止。	G III	
3	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B)機関シリンダー(No. 9、18)給気弁(No. 18、36)において、弁棒傘部肉厚に使用限界値超えが認められたため、当該弁棒を交換。	G III	
4	その他	当社柏崎刈羽原子力発電所にて確認された不適合「安全上重要な設備の改造工事における設計管理の不備」に対する水平展開(調査)において、同様の不備が認められたため対策実施。	G II	
5	その他	コンポスト設備建屋分電盤(L-1)点検において、回路No. 6~10(コンポスト建屋内照明)負荷側の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該原因を調査。	G III	